

事前評価調書

I 事業概要																																			
事業名	交通安全施設等整備事業（交差点改良）																																		
地区名	一般県道 宮迫今川線																																		
事業箇所	西尾市吉良町宮迫地内																																		
事業のあらまし	当該箇所は、一般県道宮迫今川線と一般県道幸田幡豆線とのT字交差点ある。当該路線は、直線区間であり、また、信号もないため、交差点を認知しにくく、出会い頭の事故や、急停止による追突事故がおきている。このため、当該交差点を改良し、交差点を認知しやすくする対策を実施し、交通の円滑化及び安全な交差点を設置する。																																		
事業目標	【達成（主要）目標】 自動車等の交差点内の安全性確保 【副次目標】（必要に応じて記載する） なし																																		
事業費	事業費	内訳																																	
	0.25 億円	□工事費 0.25 億円、□用補費 億円、□その他 億円																																	
事業期間	採択予定年度	平成25年度	着工予定年度	平成25年度	完成予定年度	平成25年度																													
事業内容	交差点改良工事 延長300m L型擁壁工N=1式、舗装工N=1式、区画線工N=1式、防護柵工N=1式																																		
II 評価																																			
①事業の必要性	1) 必要性	・信号がないT字交差点であり、直線方向では交差点の認知がしにくいため、事故等が発生している。																																	
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 ・交差点が認知しにくいため、事故等が発生している。自動車等を安全に交差点を通過させるため交差点改良の必要がある。																																
③事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工 種 区 分</td> <td>調査・設計</td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>L型擁壁工</td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td>舗装工</td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td>区画線工</td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護柵工</td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="3">0.25</td> </tr> </tbody> </table> ※事業費について、今後5年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。							H24	H25	工 種 区 分	調査・設計		←→	工事			L型擁壁工		←→	舗装工		←→	区画線工		←→		防護柵工		←→	事業費(億円)		0.25		
			H24	H25																															
工 種 区 分	調査・設計		←→																																
	工事																																		
	L型擁壁工		←→																																
	舗装工		←→																																
	区画線工		←→																																
	防護柵工		←→																																
事業費(億円)		0.25																																	
2) 地元の合意形成	地元からの交差点改良の要望の声強く、地元合意形成は容易になされる。																																		
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いものと考えます。																																	
III 対応方針																																			
事業実施	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																		

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

事故件数、死傷事故率